様式第４号

諸証明書交付請求書

（あて先）川口市長　　令和　　年　　月　　日

1. なにか必要ですか（必要なものを☑し、通数を記入してください。）　※窓口での本人確認にご協力ください。

☐ 身分証明書 破産・後見等の通知を本市が受けていないことの証明	通	☐ 不在住証明書 本市の住民票に記載がないことの証明	通
☐ 独身証明書 現在独身であることの証明	通	☐ 不在籍証明書 本市の戸籍に記載がないことの証明	通
☐ 婚姻証明書（戸籍法第41条に関する証明） 外国の方式により婚姻し、その証書を本市に提出したことの証明	通	☐ 不在住・不在籍証明書 本市の住民票及び戸籍に記載がないことの証明	通
☐ 出生届出済証明 母子健康手帳への証明（無料）	通	☐ 出産育児一時金証明 出産育児一時金請求書への証明（無料）	通
☐ 埋火葬許可証の写し（交付済証明書） 火葬(埋葬)を本市が許可したことの証明	通	☐ その他 （　　）証明書	通

2. どなたの証明書が必要ですか

住　所	（不在住証明書の請求するときは証明したい住所を記入してください。） 都・道　府・県　市・区　町・村	電話（自宅・携帯・勤務先） （　　）
氏　名	フリガナ ※４１条証明の場合、事件本人である夫妻両人の氏名をご記入ください。	生　年　月　日 明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年　月　日
本　籍	（不在住証明書のみを請求するときは記入不要です。右「筆頭者氏名」についても同様です。） ※外国籍のかたは国籍をご記入ください。 都・道　府・県　市・区　町・村	筆頭者氏名 ※外国籍のかたは記入不要です。

3. 窓口に来たかたはどなたですか（2. と異なるときのみ記入）

☐ 本人　（←２．の方本人のときは☑）

住　所	（法人請求の場合、事業所の所在地） 都・道　府・県　市・区　町・村	電話（自宅・携帯・事業所） （　　）
氏　名	フリガナ （法人請求の場合、法人の名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入し、社印又は代表者印を押印） （印）　(個人請求の場合)自署であれば押印不要です	２．のかたとの関係
【法人請求の場合のみ】使者（事務員・補助者等）の住所及び氏名		【第三者請求の場合のみ】請求の目的
住所	氏名	

※請求時の注意事項

○身分証明書、独身証明書及び婚姻に関する証明書は、本人にのみ請求の資格があります。したがって、本人以外のかたが窓口に来られるときは、本人の承諾書（委任状）が必要です。

○出生届出済証明は、出生子のご両親のいずれか、もしくはその他の出生届出人のかたが請求できます。また出産育児一時金証明は、その一時金に係る支給請求者のかたが請求できます。受付の際は、届出日や提出した窓口についても確認させていただきます。

○不在証明については、本人のほか第三者のかたも請求できる場合があります（登記業務の場合等）。このとき、窓口で請求理由の詳細をお尋ねすることがあります。

※以下職員記入欄

本人確認		権限確認				
☐免　☐旅　☐住B　☐個　☐在　☐手　☐他１号　☐聴 ☐保　☐年　☐受　☐診　☐銀　☐学　☐他２号　☐確		☐委任状　☐戸籍謄本　☐登記事項証明書　☐資格証明書 ☐社員証　☐契約書等　☐資格証票(八業士)　☐他の疎明資料				
		受付	発行	照査	交付	手数料合計
備考	時刻　： 番号					円

諸証明書の請求に関する注意等

1. 本人確認について

本請求書により各種証明書の請求を行う場合、住民票に関するものについては住民基本台帳法、戸籍に関するものについては戸籍法の規定に準じた本人確認を、次のとおり実施しております。なりすまし等の不正な請求を防止するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成２０年５月１日から、住民票の写し等並びに戸籍謄本等の交付請求に際して、氏名や住所等が確認できる「本人確認書類」の提示が必要になりました。つきましては、本請求書を窓口に提出するとき、お手数ですが次の書類をご提示ください。

・官公署発行の顔写真付身分証（住民基本台帳カード，個人番号カード，運転免許証，障害者手帳，旅券，在留カード等）

※上記のものをお持ちでない方は、健康保険証や年金手帳といった書類を（できれば２点以上）ご提示ください。この場合、必要に応じて窓口で本人確認のための聴取もしくは書類作成を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

更に、代理人や使者が請求に来られた場合、委任状等により代理権限が授与されているかについても確認させていただきます。

2. 本人への情報開示について（川口市個人情報保護条例第 14 条）

第三者が本請求書を用いて各種の証明書を取得した場合で、当該証明書を取得された本人が川口市に対して情報開示請求を行ったときには、本請求書の一部が本人に開示されることがありますのでご承知おきください。

3. 用語解説

身分証明書	本籍地の役所が発行する、民事処分に関する通知を裁判所等から受けていないことの証明です。 主に許認可業の申請手続や、民間の経済活動における自己の信用証明として使用されます。 破産や後見といった重要な個人情報に関する証明のため、請求権者は本人に限られます。
独身証明書	結婚相談業者への入会を希望する本人が、現在独身であることを証明するものです。本籍地の役所が発行するもので、プライバシー性の高さゆえ、本人のみ請求が可能です。
婚姻証明書 (戸籍法第４１条に関する証明)	外国の方式により婚姻し、その証書を日本の役所（＝本市）に提出したことの証明です。日本の役所への戸籍届出によって婚姻した方は、本証明書の対象ではありませんのでご留意ください。
不在証明書	住民票や戸籍等の公簿にその記載がない、という事実をもって証明を請求された内容を否定する、いわゆる反対証明（消極的証明）です。主な使途として、不動産登記手続において登記簿記載の名義人の表示が誤っている場合に、正しい表示に更正するための資料に用いられます。 なお本市では、住民票等に基づく「不在住証明書」及び戸籍等に基づく「不在籍証明書」のほか、両者を同時に証明する「不在住・不在籍証明書」の３種類を発行しています。

※その他、住民票や戸籍に関連する一般行政証明をお探しの方は、お手数ですが受付の職員までご相談ください。